

平成 26 年 4 月 4 日

消費者機構日本とセントラルスポーツ株式会社との間の裁判外の和解について

消費者契約法第 39 条第 1 項の規定に基づき下記の事項を公表する。

記

1. 判決（確定判決と同一の効力を有するもの及び仮処分命令の申立てについての決定を含む。）又は裁判外の和解の概要

（1）事案の概要

本件は、適格消費者団体である特定非営利活動法人消費者機構日本（以下「消費者機構日本」という。）が、スポーツクラブの運営・指導等を行うセントラルスポーツ株式会社（以下「セントラルスポーツ」という。）に対し、同社の使用する「スクール会員規約」又は「フィットネス会員規約」における契約条項のうち、施設利用中に生じた盗難、怪我その他事故について、故意又は重過失がない限り責任を負わないとする条項が、消費者契約法（以下「法」という。）第 8 条第 1 項第 1 号及び第 3 号に、一旦納入した会費等を返還しないとする条項が、法第 9 条第 1 号に、施設の改造・補修工事の実施、台風その他異常気象・地震等によるスクールの廃止等の際にメンバーに対して補償をしないとする条項が、法第 8 条第 1 項第 1 号及び法第 10 条に、規約内容を同社が一方的に変更し、既存のメンバーにもその効力が及ぶとする条項が、法第 10 条に、それぞれ該当するため無効であるとして、これらの条項の削除を求めた事案である。

（2）結果

消費者機構日本とセントラルスポーツは、平成 26 年 2 月 25 日、別添のとおり合意した。

2. 適格消費者団体の名称

特定非営利活動法人 消費者機構日本
理事長 芳賀 唯史

3. 事業者等の氏名又は名称

セントラルスポーツ株式会社
代表取締役 後藤 忠治

4. 当該判決又は裁判外の和解に関する改善措置情報()の概要

なし

()改善措置情報とは、差止請求に係る相手方から、差止請求に係る相手方の行為の停止若しくは予防又は当該行為の停止若しくは予防に必要な措置をとった旨の連絡を受けた場合におけるその内容及び実施時期に係る情報のことをいう(消費者契約法施行規則第14条、第28条参照)。

【本件に関する問合せ先】

消費者庁消費者制度課 担当者：高桑

TEL：03-3507-9264

HP：<http://www.caa.go.jp/>

合意書

セントラルスポーツ株式会社（以下、「甲」という。）と特定非営利活動法人 適格消費者団体 消費者機構日本（以下、「乙」という。）は、本日、甲が消費者との契約において使用するスクール会員規約及びフィットネス会員規約についての乙の「申入れ及び問い合わせ」及び「追加の申入れ及び要請書」に対する甲の各回答が、「別表」のとおりであることを踏まえ、下記事項につき合意した。

記

第1条 甲は、消費者とのクラブ会員契約の締結に際し、次のとおり確約する。

- ・甲は、消費者に対し、「本クラブは、メンバーが本クラブの施設利用中に生じた盗難、怪我その他の事故について、本クラブに故意または重過失がない限り、責任は負いません。メンバー同士の本クラブ内外でのトラブルについても同様とします。」との意思表示を行わない。
- ・甲は、消費者に対し、「一旦納入した会費等は返還しません。」との意思表示を行わない。
- ・甲は、消費者に対し、甲の施設の全部若しくは一部を廃止し又は閉鎖する場合には、その原因が甲の責に帰するものであると否とを問わず、休業若しくは閉鎖期間に応じて既払い会費を返還し、又は、会費を減免する等、消費者の利益に配慮した措置を講ずるものとし、それらを講ずることなく「この場合、メンバーに対する補償は致しません。」との意思表示を行わない。
- ・甲は、消費者に対し、改定事項の重要度に応じて、充分な周知期間を設けたり、事前に書面を交付したりするなどして、消費者が契約を継続するか否かを判断する機会を与えることとする等、消費者にとって不意打ちとならないような措置を講ずるものとし、それらを講ずることなく、「本規約の改定及び変更は本クラブより為されるものとし、その効力は当該改定及び変更時に在籍する全てのメンバーに及ぶものとします。」との意思表示を行わない。

第2条 1. 甲は、乙が「申入れおよび問い合わせ（2013年8月2日付）」及び「追加の申入れ及び要請書（2013年10月30日付）」で申入れの対象とした「スクール会員規約」及び「フィットネス会員規約」の内容が記載されたパンフレット、ホームページサイト等を2014年3月31日限り破棄することを確約する。（但し、管理・保存用は除く。）

2. 甲は、甲が2014年4月1日から第1条に沿って改定した「スクール会員規約」及び「フィットネス会員規約」の内容が記載されたパンフレット、ホームページサイト等を使用することを確約する。

第3条 甲は、甲の従業員等に対し、従業員等が第1条の意思表示を行わないように、また、それら定めが記載された契約書等を使用しないように、適切な研修、指導を行うなど、必要な措置を講ずるものとする。

第4条 甲が前三条に違反したことが判明した場合は、甲及び乙は、次の措置を講ずるものとする。

1. 甲は、消費者に対して、第1条に沿って改定した「クラブ会員会則」、パンフレットを交付する。
2. 甲は、消費者に対して、精算などの対応が必要な場合においては、速やかに対処する。
3. 再発防止のため、甲は、違反した内容及び同違背行為に対して講じた措置を従業員等に周知する。
4. 乙は、甲の違背行為について、乙のホームページに掲載して公表する。
5. 甲及び乙は、必要に応じ、再発防止に向けて協議を行い、甲・乙合意の上、新たな合意書を作成する場合がある。

第5条 乙が、本合意の履行内容を確認するために、甲に対してその確認のための協力を求めたときには、甲は、改定したスクール会員規約及びフィットネス会員規約の提供その他必要な協力を行うものとする。

第6条 甲及び乙は、本合意書に定める外、何らの事項についても合意していないことを双方確認する。

甲及び乙は、本合意書を二通作成し、各書面に記名・押印のうえ、各自がそれぞれ一通を保管する。

2014年 2月 25日

甲 東京都中央区新川一丁目21番2号
セントラルスポーツ株式会社
代表取締役 後藤 忠治

乙 東京都千代田区六番町15プラザエフ6階
適格消費者団体・特定非営利活動法人
消費者機構日本
理事長 芳賀 唯史

【別表】

	乙の申入れ内容	甲の回答
申入れ事項①	<p>○下記条項は、当該事業者に軽過失がある場合であっても、損害賠償責任を免責する条項であるところ、消費者契約法第8条1項1号および同3号に該当し、無効であり削除を求めます。</p> <p>改定前のスクール会員規約第14条2項 本クラブは、メンバーが本クラブの施設利用中に生じた盗難、怪我その他の事故について、本クラブに故意または重過失がない限り、責任を負いません。メンバー同士の本クラブ内外でのトラブルについても同様とします。</p>	<p>○当社に（軽）過失があれば法的責任があることを前提に現在も運用しており、その運用に沿って下記のとおり改定します。</p> <p>改定後のスクール会員規約第14条2項 「故意または重過失がない限り」を「本クラブの責めに帰すべき事由がない限り」に改める。 改定後のフィットネス会員規約第20条第2項も同じ。</p>
申入れ事項②	<p>○下記条項は、何らの周知期間等の条件もつけずに、一方的にスクール会員規約の変更を認めるものであるところ、消費者の権利を制限し、消費者の利益を一方的に変更するものであるため、消費者契約法第10条に該当し、無効であり削除を求めます。</p> <p>改定前のスクール会員規約第18条 本規約の改定及び変更は本クラブより為されるものとし、その効力は当該改定及び変更時に在籍する全てのメンバーに及ぶものとします。</p>	<p>○運用上、1ヶ月前までに事前告知をした上で改定していたことから、運用に沿って下記のとおり改定します。</p> <p>改定後のスクール会員規約第18条 本規約の改定及び変更は本クラブより為されるものとし、その効力は当該改定及び変更時に在籍する全てのメンバーに及ぶものとします。なお、本クラブが本規約の改定及び変更を行うときは、改定日の1ヶ月前までにその内容を施設内への掲示及び当社ホームページにてメンバーに告知するものとします。 改定後のフィットネス会員規約第25条も同じ。</p>
申入れ事項③	<p>○下記条項は、会費を年一括払いで支払った者に対して、中途解約時に既払い会費を一切返還しない旨定めた条項であるところ、平均的損害額を超える損害賠償額の予定又は違約金を定める条項であり消費者契約法第9条1号に該当し、無効であり削除を求めます。</p> <p>改定前のフィットネス会員規約第12条 メンバーは、本クラブの定める会費等を所定の方法で支払わなければなりません。会費等の種類、金額、支払期限及び支払方法等は本クラブが定めるものとします。尚、一旦納入した会費等は返還しません。</p>	<p>○実務的には月割で精算し、返金していることから、運用に沿って改定します。</p> <p>尚書き以降を削除します。</p>

申入れ事項④	<p>○下記各条項は、施設の廃止や閉鎖、又は利用制限が生じた場合であっても何ら補償をしない旨定めた条項であるところ、施設の廃止や閉鎖、又は利用制限が生じた原因が、会社都合や会社の法令違反等、会社の責に帰するものである場合は事業者の債務不履行責任を全部免責するものとして消費者契約法第8条1項1号に該当し、無効であり、また、施設の廃止や閉鎖、又は利用制限が生じた原因が、天災等会社の責に帰さないものである場合は危険負担の問題として、民法第536条1項の適用に比し、信義則に反し消費者の利益を一方的に害する条項であり、消費者契約法第10条に該当し、無効であり、いずれの場合であっても無効であるから削除を求めます。</p> <p>改定前のフィットネス会員規約第19条 本クラブは、次の事由により本クラブの一部又は全部を閉鎖することができます。尚、この場合、メンバーに対する補償は致しません。 一 台風その他異常気象、風水火災害、地震、近隣の事故等で本クラブの業務遂行に支障があるとき。 二 施設の改造又は補修工事実施のとき。 三 法令の制度改廃、行政指導、社会情勢・経済状況の著しい変化があったとき。 四 施設の使用権限が消滅する等運営に影響が生じる事業が発生したとき。 五 その他やむを得ない事由が発生したとき。</p> <p>改定前のスクール会員規約第13条 本クラブは、次の事由により本クラブのスクールを廃止又は閉鎖することができます。尚、この場合、メンバーに対する補償は致しません。(1号ないし5号は、上記スクール会員規約第19条と同様のため省略)</p>	<p>○運用と規約上の規定に違いがあるので、運用に沿って改定します。</p> <p>尚書き以降を削除します。</p> <p>尚書き以降を削除します。</p>
--------	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--------------------------------------------------------------------------------